

静岡県告示第695号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年11月5日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月5日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士富士宮由比線	富士市間門字見返シ39番の11から	前	11.4~21.8	35.1
		富士市間門字見返シ39番の11まで	後	14.1~29.5	35.1